

V 資料編

1 個別計画等の概要

1 市民生活

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市スポーツ健康推進計画	健康増進法と食育基本法、スポーツ基本法および神奈川県保健医療計画に基づき一体的に策定した計画で、健康づくり・スポーツ振興にかかる施策を総合的、中長期的に取り組むもの	1-1 1-3	38 42
海老名市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法第14条に規定された市町村における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的計画	1-2	40
平和都市宣言	核兵器の廃絶、世界の恒久平和の実現を願って昭和60年12月17日に行なった宣言	1-2	40
海老名運動公園再整備計画	海老名運動公園における、保有すべき施設量を見極め、類似施設との機能再編方針を策定するとともに、施設の有効活用を図る方策に係る整備計画	1-3	42
海老名市芸術文化振興指針	文化庁における「文化芸術振興基本法」に基づく地方自治体の責務として、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策およびその実施の考え方をまとめたもの	1-4	44
神奈川県交通安全計画	交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、県民の交通安全対策を具体的に定めたもの	1-5	46

2 健康・福祉

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市スポーツ健康推進計画	健康増進法と食育基本法、スポーツ基本法および神奈川県保健医療計画に基づき一体的に策定した計画で、健康づくり・スポーツ振興にかかる施策を総合的、中長期的に取り組むもの	2-1	50
海老名市新型インフルエンザ等感染症のまん延を遅らせ、感染の平準化を図ることで、医療現場の受入安定化とワクチン製造時間確保に努める計画。発生段階ごとに対応を定めている		2-1	50
海老名市自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき本市の自殺対策を総合的、効果的に推進するための計画	2-1	50
えびの高齢者プラン21	地域の高齢者保健福祉に関する「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体化し、高齢者保健福祉計画を総合的に推進する計画	2-2	52
海老名市地域福祉計画	地域における福祉サービスの推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るための基本事項を定めた計画	2-3	54
海老名市避難行動要支援者全体計画	海老名市地域防災計画の下位計画として、要支援者に対する全体的な考え方を整理した支援計画	2-3	54
海老名市生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業計画	生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことで高校進学を促し、将来の貧困連鎖からの脱却を目的とするもの	2-3	54

海老名市障がい者福祉計画	「障害者基本法」に基づく全庁的な取組についての「障がい者計画」、障がい者が利用するサービスに係る「障がい福祉計画」、障がい児への療育支援等に係る「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進していくことを目的とした計画	2-4	56
ともに認め合うまち・海老名宣言	障がいへのあらゆる差別をなくし、人々がともに認め合い、支え合えるまちになることを目的とした宣言	2-4	56
海老名市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき策定。教育・保育及び地域の子育て支援事業の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関するなどを定めるもの	2-5	58
公立保育園のあり方	待機児童問題への対策とともに、少子化に伴う保育需要の低下を見据え、今後の公立保育園のあり方を示した計画	2-5	58
HUGHUG えびな宣言	子育てしやすいまち海老名の実現のため、子ども・子育てサポート指針に基づき、各種子育て支援事業を展開するための宣言	2-5	58
海老名市特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく法定計画。特定健診の目標値、実施方法等を定めたもの	2-6	60
海老名市国民健康保険データヘルス計画	特定健診等のデータを活用し、保健事業の実施計画を定めたもの	2-6	60

3 経済・環境

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市商工業振興プラン 2020	商工業振興の目標、基本指針及び具体的な施策・事業を示す計画	3-1	64
えびな元気にぎわい振興計画	海老名市にぎわい振興条例第6条に基づき策定し、にぎわい振興へ向けた施策を事業化し、戦略的、効果的かつ計画的に実施するための計画	3-1	64
海老名市新農業振興プラン	現在の農業が直面する問題と課題を着実に解決・解消し、市内農業が持続的に発展するために効果的な具体策を提起したもの	3-2	66
海老名市農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	3-2	66
海老名市環境基本計画	海老名市環境基本条例第8条に基づき策定した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画	3-3	68
海老名市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減、及び吸収作用の保全・強化のために市が策定する実行計画	3-3	68
海老名市緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画	3-3	68

海老名市森林整備計画	森林法第10条の第5に基づき、地域森林計画の対象となる民有林について、市における森林の整備に関する基本的な事項や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定める計画	3-3	68
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき海老名市、座間市、綾瀬市のごみを安定的に処理し続けるための基本的な計画	3-3	68
海老名市分別収集計画	市民、事業所、行政が一体となったごみの発生・排出抑制と資源化の促進を基本とした資源循環型社会の構築を行うための計画	3-3	68
大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画	大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市のごみ処理広域化を推進するための実施計画	3-3	68
大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画するもの	3-3	68

4 まちづくり

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市都市マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく計画で土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全、安全性の向上等、望ましい将来の都市像を描き、その実現のための都市づくりの方向を総合的に示すもの	4-1 4-2 4-4	72 74 78
海老名市道路交通マスタープラン	海老名市都市マスタープランの道路部門計画。本市の将来的な道路交通のあり方を示すものであり、具現性の高い幹線道路網の構築を目指す指針として位置付けるもの	4-1 4-2	72 74
海老名市下水道総合計画（下水道中期ビジョン）	下水道事業の基本方針を定め、中長期的な視点から、効率的・効果的に進めるための重点施策（事業）を定めた基本的な計画	4-1	72
海老名市公共下水道総合地震対策計画	下水道管路施設を対象に「防災」、「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を計画的に進めるための基本計画	4-1	72
海老名市汚水処理整備計画（アクションプラン）	公共下水道未普及地域の特性や経済性など、地域に適した整備手法を選定し、10年程度での概成を目的とした汚水施設の整備計画	4-1	72
海老名市下水道ストックマネジメント基本計画	下水道施設の老朽化に対応するため、中長期的な維持・修繕、改築・更新の需要を見通し、効率的かつ効果的に事業を実施するための計画	4-1	72
海老名市立地適正化計画	人口減少・超高齢社会への対応のため、公共交通により繋がる地域の特性を踏まえながら、福祉や医療施策等と連携した具体施策を示した上で、将来目指す都市像を描くもの（「都市再生特別措置法」第81条）	4-2	74
海老名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの	4-2	74

海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針	住宅市街地の開発整備の目標を定めるとともに、当該目標を達成するため、市街地開発事業等により道路、下水道、公園、緑地等生活基盤整備を推進するとともに、地区計画等を有効に活用するなど総合的、計画的に住環境の改善・保全を図るもの	4-2	74
海老名都市計画都市再開発の方針	計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の開発の促進を図るもの	4-2	74
海老名市景観推進計画（海老名市景観基本計画）	景観法第8条第1項の規定による景観計画で、良好な景観形成を目的とするもの	4-2	74
海老名市地域公共交通網形成計画	持続可能な地域公共交通網の確保・維持を目指した計画（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条）	4-2	74
海老名市公共サインガイドライン	海老名市が設置する公共サインの基本方針、共通基準等を定めるもの	4-2	74
海老名市市営住宅管理計画	国・県の計画や市の上位計画に沿って、住宅セーフティネットの施策対象・対応方針を明確にして効率的な市営住宅の整備・管理手法の検討等を行うもの	4-3	76
海老名市市営住宅等長寿命化計画	海老名市市営住宅管理計画に基づく市営住宅の整備・管理に関する実施計画として、市営住宅ストックの効率的な整備・管理を推進し、住宅確保要配慮者の居住安定確保を図るもの	4-3	76
海老名市公園施設長寿命化計画	公園施設の老朽化に伴う安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、適切な維持補修等の予防保全的管理の下で、計画的な修繕、改築、更新を行うもの	4-3	76
海老名市緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づいて、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画	4-3	76
海老名市森林整備計画	森林法第10条の第5に基づき、地域森林計画の対象となる民有林について、市における森林の整備に関する基本的な事項や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定める計画	4-3	76

5 教育

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市教育大綱	「しあわせをはぐくむ教育」のまち海老名を目標とし、「子どもたちの今と将来のしあわせのための教育」、「子どもと大人がともに成長する社会」、「家庭・学校・地域のためのよりよい環境づくり」を目指すもの	5-1	82
えびなっ子しあわせプラン	将来、海老名の子ども一人一人が自己実現を果たし、社会の一員として「しあわせ」に生きるために必要な力を、義務教育期間に学校教育や社会教育を通じて身に付けるための教育計画	5-1	82
海老名市社会教育計画	本市の社会教育の目標である「子どもの活動支援をとおして、子どもと大人が共に育つ社会の構築」の実現に向け、①社会教育団体の連携、②地域での社会教育活動の充実、③学習機会の充実の3つの取り組みを推進するための基本的な計画	5-1	82
海老名市学校施設再整備計画	海老名市公共施設再編(適正化)計画の分野別計画に位置づけられるもの。学校施設の老朽化や学校を取り巻く現状課題を踏まえ、市の財政負担や地域特性を考慮し、「持続可能」な学校整備を行うとともに、現在及び未来のえびなっ子たちに「夢」を持ってもらうことができる計画となるよう「短期(10年)」「中長期(20年)」「超長期(40年)」の三期に分け策定するもの	5-1	82

6 消防・防災

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市危機管理基本方針	市が取り組む危機管理に関する基本的な考え方を定め、市における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命、身体及び財産に及ぼす被害、損害、影響等を未然に防止し、及び最小限にとどめることを目的とした方針	6-2	88
海老名市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした海老名市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画	6-2	88
海老名市国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃事態において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とした海老名市の国民保護措置を定めた計画	6-2	88
海老名市危機管理計画	市民等の生命、身体及び財産に及ぼす重大な被害、損害、影響等に対し、法令等に計画等の作成が義務付けられていないその他危機事象の対処方法等について定めた計画	6-2	88
海老名市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき、建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和56年5月31日以前に建築工事着手した建築物)の既存建物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とした計画	6-2	88

7 行財政運営

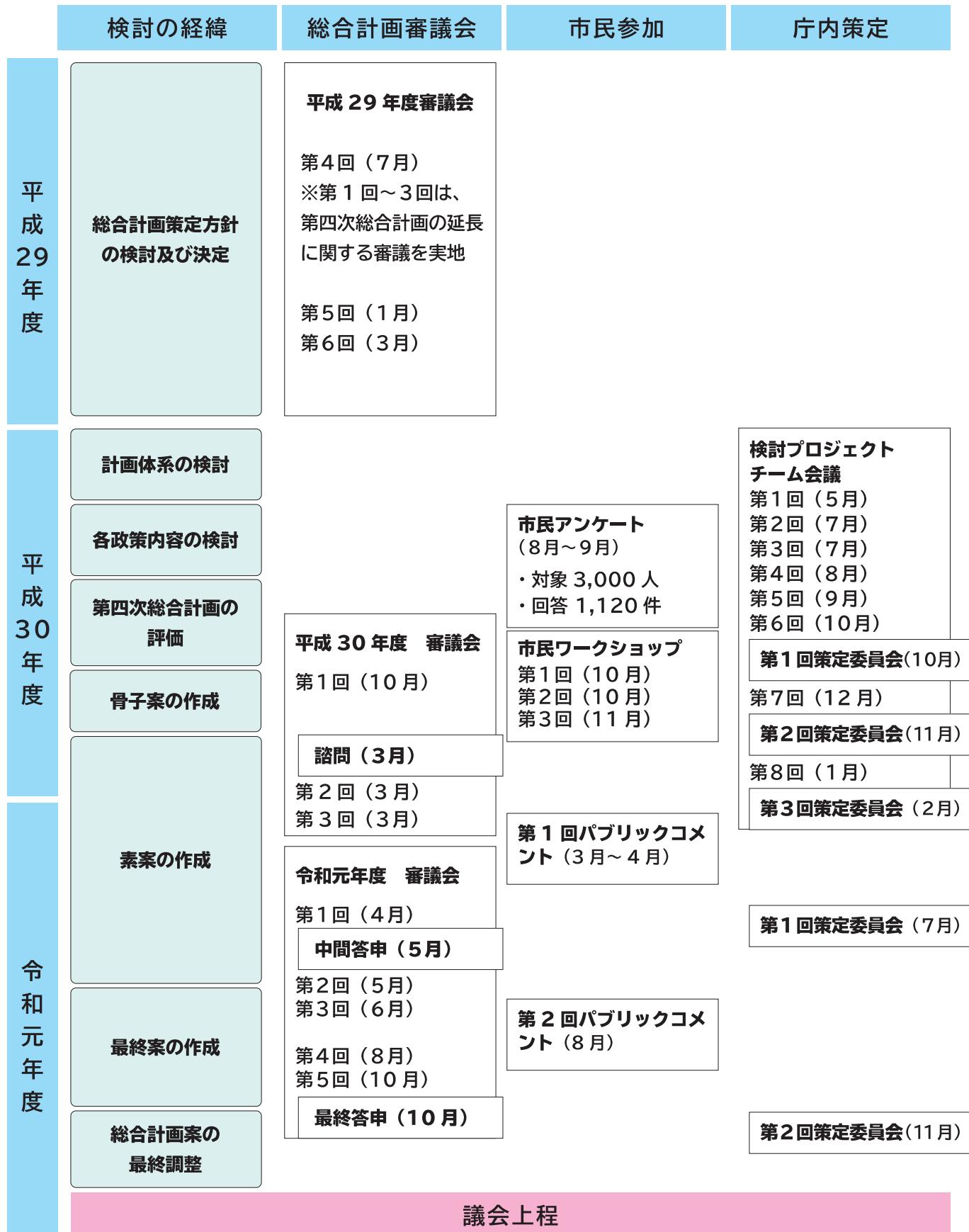
計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市定員管理計画	効率的な行政運営の推進及び持続可能なまちづくりに向けた施策展開を図るため策定している計画	7-1	92
海老名市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次代の社会を担う世代の育成支援や女性の活躍を推進するための計画	7-1	92
海老名市ICT・データ活用推進指針	市民生活の利便性・快適性向上及び事務処理の効率化・簡素化の実現を目指し、電子自治体としての海老名市を実現するための、市の情報化推進に関する最上位の指針となるもの	7-1	92
海老名市人口ビジョン	本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するとともに、かがやき持続総合戦略における効果的な施策立案をする上での基礎資料として位置付けられるもの	7-1	92
海老名市行政改革指針	行政改革の基本方針として、社会情勢の変化や地方分権の進展、市民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な都市経営を取り組むべき項目を定め、実行する方針	7-1	92
海老名市かがやき持続総合戦略	本市の長期的な人口減少に向けた対策を継続的に取り続けるために策定するもので、総合計画と整合を図りながら、人口減少対策に焦点化して戦略を構築したもの	7-1	92
えびな未来創造財政ビジョン	中期的な財政見通しをたてることによって、事業の実効性を高めるとともに、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するための財政運営の指針となるもの	7-2	94
海老名市公共施設再編（適正化）計画	公共施設の再編（適正化）に向けて、市民利用施設とインフラ施設それぞれについての再編（適正化）に向けた「基本的な方針」を示すもの。また、施設分類別の方針性についても示すもの	7-2	94

8 シティプロモーション

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市シティプロモーション指針	海老名市かがやき持続総合戦略に基づき、海老名市の魅力を内外に効果的に発信し、将来に向けた転出抑制、定住促進を図るための指針	8-1	98
海老名市シティプロモーション営業戦略アクションプラン	海老名市かがやき持続総合戦略の施策の一つとして「シティプロモーション（PR活動）の充実」を掲げており、転入人口の増加、若者世代の転出抑制を図るため、本市の魅力を各部署と連携しながら戦略的に伝え、拡げるために策定したプラン	8-1	98

2 策定の経過・体制

【策定の流れ】



【総合計画審議会】

(1) 海老名市総合計画審議会条例

(昭和 43 年 8 月 15 日条例第 23 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市総合計画審議会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、海老名市総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行うため、
海老名市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 海老名町新町建設審議会条例（昭和 32 年海老名町条例第 11 号）は、廃止する。

附 則（昭和 48 年 6 月 30 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 1 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 26 日条例第 20 号）

1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 3 月 2 日条例第 4 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員名簿

職	氏名	区分
会長	小林 隆	学識経験者
会長職務代理者	藤田 才	学識経験者
委員	大坂 城二	学識経験者
	加藤 恵子	学識経験者
	鴨志田 充	学識経験者
	桐生 行雄	学識経験者
	佐藤 利道	学識経験者
	曾根 友基	学識経験者
	深須 伸一	学識経験者
	柳下 泰介	学識経験者
	内山 敦子	市民公募
	勝田 瞳子	市民公募
	杉山 秀雄	市民公募

【退任者】

氏名	区分	退任時期
吉岡 操子	学識経験者	平成 31 年 2 月
今泉 直人	学識経験者	平成 31 年 3 月
武井 大介	学識経験者	平成 31 年 3 月
萩原 好三	学識経験者	平成 31 年 3 月
濱田 芳行	学識経験者	平成 31 年 3 月
館 登志子	市民公募	令和元年 11 月

(3) 審議経過

【平成 29 年度】

回数	日付	内容
第4回	7月20日	総合計画を策定することについて、他市の策定状況
第5回	1月30日	総合計画の概要について
第6回	3月20日	総合計画の内容等について

※第1回～3回は、第四次総合計画の延長に関する審議を実施

【平成 30 年度】

回数	日付	内容
第1回	10月18日	検討経過、計画体系（案）について
第2回	3月12日	諮詢、総合計画全体構成案、骨子案について
第3回	3月23日	総合計画骨子案の内容審議

【令和元年度】

回数	日付	内容
第1回	4月18日	総合計画骨子案の内容審議、中間答申（案）について
第2回	5月28日	中間答申、総合計画素案について
第3回	6月25日	総合計画素案の内容審議
第4回	8月2日	総合計画素案の内容審議、最終答申（案）について
第5回	10月24日	最終答申



総合計画審議会 小林隆会長より答申 内野市長へ



総合計画審議会の様子

(4) 諒問

平成 31 年 3 月 12 日

海老名市総合計画審議会
会長 小林 隆 様

海老名市長 内野 優

海老名市次期総合計画の策定について（諒問）

海老名市次期総合計画を策定することにつき、その内容について、海老名市総合計画審議会の意見を求めます。

(5) 中間答申

令和元年 5 月 28 日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市総合計画審議会
会長 小林 隆

海老名市次期総合計画の策定について（中間答申）

平成 31 年 3 月 12 日付け文書にて諒問があった標記の件について、当審議会は、慎重に協議した結果、下記のとおり中間答申する。

記

1 海老名市次期総合計画の骨子案については、概ね、その内容を妥当と判断するが、次の意見を附するので、これについて留意されたい。

2 骨子案に対する意見

- (1) 各行政分野を表す説明文については、その内容をもって当該行政分野の全体像が把握できるよう、分量の均衡等に留意しつつ再構築されたい。
- (2) 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」における、「世界をよりよい場所に変えるための目標」を意識し、次期総合計画において積極的な取組を推進するとともに、その関係性について整理されたい。
- (3) 基本理念で示す、誰もが笑顔で誰もが住みやすいまちを実現するため、各政策の方向性が「笑顔」に繋がるよう、その手法について整理されたい。

(6) 最終答申

令和元年10月24日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市総合計画審議会
会長 小林 隆

海老名市新総合計画の策定について（最終答申）

平成31年3月12日付け文書にて諮問があった標記の件について、当審議会は、慎重に協議した結果、下記のとおり最終答申する。

記

1 海老名市新総合計画の素案については、概ね、その内容を妥当と判断するが、次の意見を附するので、これについて留意されたい。

2 素案に対する意見

(1) 計画期間10年間が首長任期と整合していないため、新総合計画とマニフェストとの関係性の説明を掲載することについて、検討をされたい。

(2) 海老名市には、丹沢大山や富士山を眺望できるポイントがあるため、この景観により、「ふるさと」としての印象や郷土愛を醸成することに寄与していることを追記することについて、検討をされたい。

(3) 海老名市の交通条件は、今後、利便性が大きく向上し、市民が市外に向かう機会や市外の方が来街する機会の増加が期待されることを追記することについて、検討をされたい。

(4) 今後10年を見据えた高度情報化の進展に伴い、現時点で予測しうる技術に関する最新の関連用語を用いることについて、検討をされたい。

(5) 将来展望における「財政展望」について、今後の縮小社会・人口減少社会に伴う人口及び税収の減少を踏まえて、計画期間後も見据えた内容を掲載することについて、検討をされたい。

(6) 「まちの拠点整備」において、海老名駅周辺のみならず、将来都市構造における地域交流拠点及び生活拠点に位置付けられた駅周辺においても、今後の方向性を掲載することについて、検討をされたい。

【市民参加】

(1) 市民アンケート調査（平成 30 年 8 月 27 日～平成 30 年 9 月 10 日）

趣旨	海老名市第四次総合計画に沿って進めてきた取り組みについて、これまでの「満足度」とこれからの「充実希望度」の評価を伺うなど、多様化する市民のニーズやまちづくりに対する考え方を伺うために実施しました。
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	市内に在住する満 18 歳以上（平成 30 年 8 月 1 日現在）3,000 人
有効回答率	37.3% (1,120 件)

(2) 市民ワークショップ

①第1回ワークショップ（平成 30 年 10 月 16 日）

参加者	25 人
テーマ	海老名市の未来を想像しよう
プログラム	・将来の自分の暮らし

②第2回ワークショップ（平成 30 年 10 月 25 日）

参加者	23 人
テーマ	「理想の海老名」を思い描こう
プログラム	・「理想のまち」のイメージ ・「理想のまち」に近づけるまでの課題

③第3回ワークショップ（平成 30 年 11 月 6 日）

参加者	23 人
テーマ	「理想の海老名」に近づく方法を提案しよう
プログラム	・「理想のまち」に近づけるために「自分たち（自分・家族・仲間・地域）ができること」 ・「理想のまち」に近づけるために「行政に支援してほしいこと」



(3) パブリックコメント

①第1回パブリックコメント（平成31年3月15日～平成31年4月15日）

趣旨	総合計画骨子案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
実施方法	郵送による配布・回収
意見数	6件（1法人）

②第2回パブリックコメント（令和元年8月1日～令和元年8月30日）

趣旨	総合計画素案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
実施方法	郵送による配布・回収
意見数	9件（2名（1名は法人））

【庁内策定体制】

(1) 策定委員会（審議経過）

回数	日付	内容
第1回	平成30年10月11日	・総合計画について ・施策体系案について ・策定スケジュールについて
第2回	平成30年11月12日	・計画体系案について ・基本理念および都市将来像について
第3回	平成31年2月19日	・総合計画骨子案について
第1回	令和元年7月19日	・総合計画素案について
第2回	令和元年11月11日	・総合計画最終案について

(2) プロジェクトチーム会議（会議経過）

回数	日付	内容
第1回	平成30年5月30日	・全体的な意見聴取・キーワード提案依頼等
第2回	平成30年7月6日	・海老名市の将来都市像について
第3回	平成30年7月31日	・将来像の実現のための手段について
第4回	平成30年8月21日	・施策の検討（施策評価・重要課題検討）
第5回	平成30年9月21日	・総合計画施策体系案のチェック
第6回	平成30年10月2日	・総合計画施策体系案のチェック
第7回	平成30年12月20日	・基本理念の検討
第8回	平成31年1月30日	・総合計画骨子案について



発行：海老名市 財務部 企画財政課
海老名市勝瀬 175 番地の 1 TEL : 046-231-2111 (代表)
市ホームページ : <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>



えびな
未来創造プラン2020

